

平成26年度奈良県立高等学校入学者選抜実施要項の概要

1 入試日程

種 類		願書受付	調査書提出	学力検査等	合格発表等
特 色 選 抜		2/13 (木) 2/14 (金)	2/14 (金) 2/17 (月)	2/20 (木) 2/21 (金)	2/26 (水)
一 般 選 抜		3/5 (水) 3/7 (金)	3/7 (金) 3/10 (月)	3/13 (木)	3/18 (火)
二 次 募 集		3/20 (木)	3/20 (木)	3/25 (火)	3/26 (水)
県立大和中央高等学校 入学者選抜	定時制課程	A 選 抜	2/13 (木) 2/14 (金)	/	2/20 (木) 2/26 (水)
		B 選 抜	3/20 (木)	/	3/25 (火) 3/26 (水)
	通信制課程	通信制課程 選 抜	3/5 (水) 3/7 (金)	/	3/13 (木) 3/18 (火)
		通信制課程 二次募集	3/20 (木) 3/27 (木)	/	3/28 (金) 3/31 (月)
県立十津川高等学校連携型中高一貫 教育に関する入学者選抜		2/13 (木) 2/14 (金)	2/14 (金) 2/17 (月)	2/20 (木)	2/26 (水)
帰国生徒等特例措置		2/13 (木) 2/14 (金)	2/14 (金) 2/17 (月)	2/20 (木)	2/26 (水)

2 応募資格

保護者ととともに県内に居住している者で、以下の①から③までのいずれかに該当するもの。

- ① 中学校若しくはこれに準じる学校を卒業した者又は平成26年3月卒業見込みの者
- ② 中等教育学校前期課程を修了した者又は平成26年3月卒業見込みの者
- ③ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

3 特色選抜

(1) 検査

- ① 学力検査として国語、社会、数学、理科及び英語の5教科（各40点満点）の検査から各高等学校が原則として3教科を選択して実施する。さらに、学校独自検査、面接及び実技検査の3種類の検査から、各高等学校が選択して実施する。
- ② 国語、社会、数学、理科及び英語の学力検査問題は、奈良県教育委員会で作成する。
なお、英語の学力検査には、聞き取り検査を含む。

(2) 入学者の選抜

- ① 調査書成績、検査成績及び特技に関する記録の得点の合計点の多い者から順に合格者とすることを原則とし、調査書のその他の記載事項を資料として総合的に合否を判定する。
- ② 各高等学校は、調査書のその他の記載事項において重視する事項を公表し、特別に取り扱うことができる。この場合、当該事項を評価して調査書成績に加算し、各学科（コース）の特色選抜の募集人員の1割を上限として合否を判定する。

4 一般選抜

(1) 学力検査等

- ① 学力検査を実施する教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（各50点満点）である。
なお、英語の学力検査には、聞き取り検査を含む。
- ② 高等学校長は、奈良県教育委員会教育長の承認を得て、面接を実施することができる。
- ③ 学力検査は、県内一斉に同一問題で実施する。学力検査問題は、奈良県教育委員会で作成する。

(2) 入学者の選抜

- ① 調査書成績と学力検査成績との合計点の多い者から順に合格者とすることを原則とし、調査書のその他の記載事項を資料として総合的に合否を判定する。

- ② 各高等学校は、調査書のその他の記載事項において重視する事項を公表し、特別に取り扱うことができる。この場合、当該事項を評価して調査書成績に加算し、各学科（コース）の一般選抜の募集人員の1割を上限として合否を判定する。

5 二次募集

(1) 学力検査等

- ① 学力検査及び面接を実施する。
② 学力検査を実施する教科は、国語、数学及び英語（各40点満点）である。
なお、英語の学力検査には、聞き取り検査を含まない。
③ 学力検査は、県内一斉に同一問題で実施する。学力検査問題は、奈良県教育委員会で作成する。

(2) 入学者の選抜

- ① 調査書成績と検査成績との合計点の多い者から順に合格者とするを原則とし、調査書のその他の記載事項を資料として総合的に合否を判定する。
② 調査書の「各教科の学習成績」及び学力検査の得点に加重配点を行うことができる。

6 県立大和中央高等学校入学者選抜

I 定時制課程（三部制）

(1) 選抜の種類

A選抜及びB選抜の枠組みで実施する。

(2) 検査

いずれの選抜においても、国語、数学及び英語の学力検査（各40点満点）並びに面接（50点満点）を実施する。

(3) 入学者の選抜

学力検査成績と面接の得点との合計点の多い者から順に合格者とするを原則とする。

なお、いずれの選抜においても、選抜資料に調査書は用いない。

II 通信制課程

(1) 選抜の種類

通信制課程選抜及び通信制課程二次募集の枠組みで実施する。

(2) 検査

いずれの選抜においても、面接（50点満点）を実施する。

(3) 入学者の選抜

面接により行う。

なお、いずれの選抜においても、選抜資料に調査書は用いない。

7 県立十津川高等学校連携型中高一貫教育に関する入学者選抜

(1) 応募資格

十津川村立十津川中学校を平成26年3月卒業見込みの者で、「中高連携した学習の記録」を提出できるもの。

(2) 検査

面接（50点満点）を実施する。

なお、国語、数学及び英語の学力到達度調査を実施し、面接の際の資料とする。

(3) 入学者の選抜

調査書成績、調査書のその他の記載事項、面接の得点及び「中高連携した学習の記録」等を考慮して、総合的に判定する。

8 帰国生徒等特例措置

(1) 検査

数学及び英語の学力検査（各40点満点）、作文（40点満点）並びに面接を実施する。

(2) 入学者の選抜

検査成績及び面接の結果等を考慮して、総合的に判定する。

9 定時制課程成人特例措置

(1) 検査

作文（50点満点）及び面接を実施する。

(2) 入学者の選抜

作文の得点及び面接の結果を資料とし、総合的に判定する。